

2023年10月5日

各位

会社名 オムロン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 辻永 順太
 コード番号 6645
 上場取引所 東証プライム市場
 問合せ先 執行役員 グローバル理財本部長
 田茂井 豊晴
 TEL 075-344-7070

(訂正)「株式会社 J M D C (証券コード: 4483) との資本業務提携契約変更契約の締結及び同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が、2023年9月8日付で公表いたしました「株式会社 J M D C (証券コード: 4483) との資本業務提携契約変更契約の締結及び同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」につきまして、記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	204,590 個	(買付け等前における株券等所有割合： <u>32.53%</u>)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,874 個	(買付け等前における株券等所有割合： <u>7.93%</u>)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	354,590 個	(買付け等後における株券等所有割合： <u>56.38%</u>)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,874 個	(買付け等後における株券等所有割合： <u>7.93%</u>)
対象者の総株主等の議決権の数	628,930 個	

(中略)

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第1四半期報告書記載の直前基準日(2023年3月31日)に基づく総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前に

おける株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(64,978,394株)に、対象者から2023年9月7日現在残存するものと報告を受けた新株予約権(23,387個)の目的となる株式の数(3,170,000株)を加算した株式数(68,148,394株)に係る議決権数(681,483個)を分母として計算しております。但し、公開買付け期間の末日までに当該新株予約権が行使されなかった場合、本基準株式数(64,978,394株)に係る議決権数(649,783個)を分母として計算した「買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は54.57%、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は7.68%となります。

(後略)

(訂正後)

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	204,590 個	(買付け等前における株券等所有割合： 30.02%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,874 個	(買付け等前における株券等所有割合： 7.32%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	354,590 個	(買付け等後における株券等所有割合： 52.03%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	49,874 個	(買付け等後における株券等所有割合： 7.32%)
対象者の総株主等の議決権の数	628,930 個	

(中略)

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第1四半期報告書記載の直前基準日(2023年3月31日)に基づく総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(64,978,394株)に、対象者から2023年9月7日現在残存するものと報告を受けた新株予約権(23,387個)の目的となる株式の数(3,170,000株)を加算した株式数(68,148,394株)に係る議決権数(681,483個)を分母として計算しております。但し、公開買付け期間の末日までに当該新株予約権が行使されなかった場合、本基準株式数(64,978,394株)に係る議決権数(649,783個)を分母として計算した「買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は54.57%、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」に対する「買付け等後における株券等所有割合」は7.68%となります。

(後略)

以上